

別表第7（自動車等に係る通勤手当額表）

使用距離	身体障害に係る自動車利用者	その他
5km未満	4,000円	2,000円
5km以上 10km未満	8,400円	4,200円
10km以上 15km未満	14,200円	7,100円
15km以上 20km未満	20,000円	10,000円
20km以上 25km未満	25,800円	12,900円
25km以上 30km未満	31,600円	15,800円
30km以上 35km未満	37,400円	18,700円
35km以上 40km未満	43,200円	21,600円
40km以上	48,800円	24,400円

備考

この表中「身体障害に係る自動車利用者」は、身体に障害を有するため自動車を使用しなければ通勤することが困難であると認められる者をいうものとし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている職員のうち、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号中肢体不自由の欄に該当する職員で、自動車を使用しなければ通勤ができない状況にある者（同表に規定する上肢1級若しくは2級、下肢1級、2級、3級、4級、5級若しくは6級又は体幹1級、2級、3級若しくは5級の程度にあるものを目安とする。）
- (2) 自ら所有し運転する自動車を運転に供するため改造して通勤に使用している職員
- (3) その他自動車を使用しなければ通勤できないと理事長に認められた職員

（一部改

正 平成20年達第94号、平成21年達第98号、平成27年達第45号、平成31年達第57号）

別表第8（初任給調整手当表）

期間の区分	職員の区分	
	第1号又は第3号に該当する職員	第2号又は第4号に該当する職員
	円	円
1年未満	51,600	21,500
1年以上 2年未満	51,600	16,000

2年以上 3年未満	51,600	9,500
3年以上 4年未満	51,600	6,000
4年以上 5年未満	51,600	5,500
5年以上 6年未満	51,600	5,500
6年以上 7年未満	49,800	4,500
7年以上 8年未満	48,000	3,000
8年以上 9年未満	46,200	2,000
9年以上 10年未満	44,400	1,000
10年以上 11年未満	42,600	
11年以上 12年未満	40,800	
12年以上 13年未満	39,000	
13年以上 14年未満	37,200	
14年以上 15年未満	35,800	
15年以上 16年未満	34,400	
16年以上 17年未満	33,000	
17年以上 18年未満	31,600	
18年以上 19年未満	30,200	
19年以上 20年未満	28,800	
20年以上 21年未満	27,400	
21年以上 22年未満	26,800	
22年以上 23年未満	26,200	
23年以上 24年未満	25,200	
24年以上 25年未満	24,600	
25年以上 26年未満	24,000	
26年以上 27年未満	23,400	
27年以上 28年未満	22,800	
28年以上 29年未満	22,000	
29年以上 30年未満	21,700	
30年以上 31年未満	21,300	
31年以上 32年未満	20,700	
32年以上 33年未満	19,800	
33年以上 34年未満	18,900	
34年以上 35年未満	18,200	

(一部改正 平成21年達第98号、平成22年達第18号、平成23年達第28号、平成27年達第45号、平成28年達第46号、平成28年達第46号、平成29年達第31号、平成30年達第45号、令和5年達第185号、令和6年達第136号)

別表第9（特殊勤務手当一覧表）

種 類	業 務 の 内 容	支 給 額 等
感染症予防作業手当	<p>東部医療センター8階西病棟（以下「特定病棟」という。）又は法人の施設内の病原菌の検査、培養若しくは動物試験を行う場所（以下これらを「特定場所」という。）に勤務する職員が、特定場所において行う調査又は研究の業務（特定場所において調査又は研究の業務を行う職員が、学校の児童若しくは生徒、工場若しくは事務所等の従業員又は地域の住民等多数の者について同時に病原菌の調査等を特定場所で行うことが困難であるときにあっては、特定場所以外で行う当該調査又は研究の業務を含む。）</p>	<p>日額 180 円 （特定病棟における当該業務にあつては 200 円）</p>
	<p>特定病棟における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項まで（第3項第2号を除く。）、第7項及び第8項に規定する感染症（以下「感染症」という。）の患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染されたものの消毒若しくは処理業務</p>	<p>日額 160 円</p>
放射線取扱手当	<p>放射線の発生装置若しくは機器等（以下「放射線装置等」という。）を職務上取り扱うことを常態とする職員（以下「放射線常態取扱職員」という。）、常時当該職員の業務を補助する職員又は医学研究科に勤務す</p>	<p>日額 240 円</p>

	<p>る職員のうち同研究科の放射線同位元素の研究を行う施設に常駐し、専ら当該研究業務に従事する者が、自ら放射線装置等を作動させて行う医療用の診療、撮影若しくは検査の業務、これらに関連する業務、放射線常態取扱職員の補助業務又は医学研究科における放射線同位元素の研究の業務</p>	
動物取扱手当	<p>医学研究科に勤務する業務士が行う実験用動物の飼育業務</p>	<p>日額 130 円</p>
死体処理手当	<p>教員以外の職員が行う人の死体の解剖の補助業務又は解剖室の清掃業務</p>	<p>日額 410 円</p>
	<p>入院患者の死体、解剖前の死体若しくは解剖後の死体の処理又は搬送業務</p>	<p>1 体につき 330 円 他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
夜間業務手当	<p>病院の薬剤部、診療技術部臨床検査技術科及び同部放射線技術科又は看護部に勤務する職員（助産師長、看護師長又は中央手術部に勤務する者に限る。）が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務（次の各号に掲げる勤務に限る。）で行う調剤、検査、看護等の業務</p> <p>(1) 午後 5 時から翌日の午前 8 時30分までの勤務 （休憩時間が 465 分のものに限る。）</p> <p>(2) 午前 8 時30分から翌日の午前 8 時30分までの勤務 （休憩時間が 510 分のものに限る。）</p> <p>(3) 午後 5 時から翌日の午後 5 時までの勤務（休憩</p>	<p>勤務 1 回につき 7,200 円</p>

	<p>時間が 510 分のものに限る。)</p> <p>(4) 午後 4 時から翌日の午前 9 時までの勤務 (休憩時間が 90 分のものに限る。)</p>	
	<p>東部医療センターに勤務する職員 (教員、医師及び歯科医師並びに看護部に属する職員を除く。) が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において行う調剤、検査等の業務</p>	<p>勤務 1 回につき 11,900 円以内で理事長が別に定める額</p>
	<p>西部医療センターに勤務する職員 (教員、医師及び歯科医師を除く。) が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務 (次の各号に掲げる勤務に限る。) で行う調剤、検査、看護等の業務</p> <p>(1) 午後 5 時 15 分から翌日の午前 0 時まで及び翌日の午前 7 時から午前 8 時 45 分までの勤務</p> <p>(2) 午前 8 時 45 分から翌日の午前 0 時まで及び翌日の午前 7 時から午前 8 時 45 分までの勤務</p>	<p>勤務 1 回につき 7,200 円</p>
	<p>みどり市民病院に勤務する副薬剤部長、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護部に勤務する管理職手当の支給を受ける職員及び看護師長が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において行</p>	<p>勤務 1 回につき 6,800 円</p>

	<p>う調剤、検査、看護等の業務（休憩時間が465分又は510分の勤務に限る。）</p>	
	<p>みどり市民病院及びみらい光生病院に勤務する教員がその割り振られた正規の勤務時間による勤務（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）第5条の3第3項の規定により割り振られた週休日（以下「年末年始の週休日」という。）に命ぜられた勤務を含む。）の一部又は全部として午後10時から翌日の午前5時までの間において行う業務</p>	<p>勤務1回につき 10,000円</p> <p>他の特殊勤務手当（夜間・休日等診療業務手当を除く。）と併給できる。</p>
<p>夜間看護手当</p>	<p>病院及び各医療センターの看護部に属する職員（病院においては、病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補に限る。）がその割り振られた正規の勤務時間による勤務（年末年始の週休日に命ぜられた勤務を含む。）の一部又は全部として午後10時から翌日の午前5時までの間において行う看護の業務</p>	<p>正規の勤務時間が午前0時30分から午前9時まで又は午前0時45分から午前9時15分までの間に割り振られた日の業務 勤務1回につき 6,000円以内で理事長が別に定める額</p> <p>正規の勤務時間が午後4時30分から翌日の午前1時まで又は午後4時45分から翌日の午前1時15分までの間に割り振られた日の業務 勤務1回につき 5,900円以内で理事長が別に定める額</p> <p>正規の勤務時間が午後4時から翌日の午前9時30分まで、午後8時から翌日の午前9時まで、午後4時15分から翌日の午前9時45分まで又は午後8時15分から翌</p>

		<p>日の午前 9 時15分までの間に割り振られた日の業務 勤務 1 回につき11,900円以内で理事長が別に定める額</p> <p>業務に従事する回数が 1 月に 8 回を超えるとときの 9 回目以降の当該業務に従事する場合には、 400 円を加算する。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>病院の看護部に属する職員（中央手術部に勤務する者に限る。）が、正規の勤務時間が午後 4 時から翌日の午前 9 時までの間に割り振られた日（年末年始の週休日に勤務を命ぜられた場合であって、当該勤務を命ぜられた時間が午後 4 時から翌日の午前 9 時までの間であるものを含む。）において行う直接看護業務（直接、患者の看護を行う業務をいう。）</p>	<p>業務に従事した時間帯及びその時間数に応じて、勤務 1 回につき11,900円以内で理事長が別に定める額</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>みどり市民病院の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師又は看護師補が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務（年末年始の週休日の勤務を含む。）の一部又は全部として午後 10時から翌日の午前 5 時までの間において行う看護の業務</p>	<p>勤務 1 回につき 8,100 円以内で理事長が別に定める額</p> <p>業務に従事する回数が 1 月に一定回数を超えるとときの以降の当該業務に従事する場合には、 900 円以内で理事長が別に定める額を加算する。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>みらい光生病院の看護部に属する職員（病棟に勤務する助産師、看護師又は看護</p>	<p>勤務 1 回につき 7,160 円以内で理事長が別に定める額</p>

	<p>師補に限る。) が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務(年末年始の週休日の勤務を含む。)の一部又は全部として午後10時から翌日の午前5時までの間において行う看護の業務</p>	<p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>リハビリテーション病院の看護部に属する職員(病棟に勤務する助産師、看護師又は看護師補に限る。)が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務(年末年始の週休日の勤務を含む。)の一部又は全部として午後10時から翌日の午前5時までの間において行う看護の業務</p>	<p>勤務1回につき7,160円以内で理事長が別に定める額 他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
<p>手術看護師手当</p>	<p>病院の看護部に属する職員(中央手術部に所属する看護師に限る。)が、病院においてその割り振られた正規の勤務時間による勤務(年末年始の週休日に命ぜられた勤務を含む。)の一部又は全部として行う業務</p>	<p>勤務1回につき800円 他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
<p>専門看護手当</p>	<p>看護保健職給料表の適用を受ける職員(管理職手当受給者を除く。)のうち次の各号に掲げる資格認定を受けた者又は研修を修了した者で、かつ、その資格等に基づく分野又は行為の業務を行い、その資格等が業務に直接役立つと認められる者</p> <p>(1) 一般社団法人日本NP教育大学院協議会による診療看護師(NP)</p> <p>(2) 公益社団法人日本看護協会による専門看護師</p> <p>(3) 公益社団法人日本看護協会による認定看護師</p> <p>(4) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203</p>	<p>月額60,000円以内で理事長が別に定める額 他の特殊勤務手当と併給できる。</p>

	号) 第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修	
年末年始手当	12月29日から翌年の1月3日までの間に、病院及び各医療センターに勤務する職員（教員及び管理職手当受給者を除く。）が病院において行う7時間45分以上の業務、病院の診療科又は中央部門において二交替制で勤務する教員（裁量労働制適用教員を除く。）が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として行う診療の業務及びみどり市民病院、みらい光生病院並びにリハビリテーション病院に勤務する職員が病院において行う7時間45分以上の業務	業務に従事した日の区分に応じて、勤務1回につき1,400円から3,900円までの間において、理事長が別に定める額 他の特殊勤務手当（夜間・休日等診療業務手当を除く。）と併給できる。
講師業務手当	本学において講師として教授を行う業務（教員にあつては、その所属又は兼務していない学部又は研究科における当該業務に限る。）	1授業時数につき1,000円
大学院手当	大学院研究科の担当を命ぜられている教員又は大学院研究科における学生の指導を命ぜられている教員（理事長が別に定める者に限る。）が大学院研究科において行う研究等の業務	理事長が別に定める額 他の特殊勤務手当（放射線取扱手当を除く。）と併給できる。
医師研究手当	教員（管理職手当受給者は除く。）の行う病院、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院における医師としての診療業務	理事長が別に定める額 他の特殊勤務手当と併給できる。
	教員のうち医師又は歯科医師免許を有する者の業務	給料月額に100分の8（病院の診療科部長を命ぜられた教授、准教授若しくは講師、教授（診療担当）又は病院教授にあつては100分

		<p>の10、病院の診療科部長を命ぜられていない教授にあつては100分の6)を乗じて得た額</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>教員(医学研究科共同研究教育センター地域医療教育研究センターに所属する者に限る。)が医学研究科又は病院において行う研究、診療又は手術の業務</p>	<p>勤務1回につき 10,000円</p>
夜間・休日等診療業務手当	<p>病院の診療科又は中央部門において二交替制で勤務する教員が、あらかじめ決められた診療態勢の一部又は全部として、月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午後10時から翌日の午前5時までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日において行う診療の業務</p>	<p>勤務1回につき 29,000円以内で理事長が別に定める額(救命救急センターにおける診療の業務にあつては34,000円以内で理事長が別に定める額、総合内科・総合診療科その他の理事長が別に定める勤務場所等における診療の業務にあつては29,000円)とし、当該業務に従事する日が12月29日から翌年の1月3日までの場合には、当該額に1,400円から3,900円までの間において理事長が別に定める額を加算するものとする。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>みどり市民病院に勤務する教員が、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として、月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午後10時から翌日の午前5時までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日において二次救急病院群輪番日に救急患者対応として行う診療業務</p>	<p>勤務1回につき 24,000円とし、当該業務に従事する日が12月29日から翌年の1月3日までの場合には、当該額に3,200円から3,900円までの間において理事長が別に定める額を加算するものとする。</p> <p>他の特殊勤務手当(夜間業務手当及び年末年始手当を除く。)と併給できる。</p>
緊急呼出業務手当	<p>教員(裁量労働制適用教員に限る。)が月曜日から金曜日まで(休日を除く。)の午後9時から翌日の午前8時30分までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日</p>	<p>1回の出勤につき20,000円(当該業務に従事した時間が2時間以下の場合にあつては、8,000円)</p> <p>他の特殊勤務手当(夜間・</p>

	に、緊急の呼び出しを受けて出勤して行う診療の業務（病院長が指定するものに限る。）	休日等手術手当を除く。）と併給できる。
	病院に勤務する教員（裁量労働制適用教員及び管理職手当受給者を除く。）が月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後9時から翌日の午前8時45分までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日に、緊急の呼び出しを受けて出勤して行う診療の業務（病院長が指定するものに限る。）	1回の出勤につき3,000円 他の特殊勤務手当（夜間・休日等手術手当を除く。）と併給できる。
	みどり市民病院に勤務する教員（管理職手当受給者に限る。）が月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後9時から翌日の午前8時45分までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日に、緊急の呼び出しを受けて出勤して行う診療の業務（病院長が指定するものに限る。）	1回の出勤につき10,000円（当該業務に従事した時間が2時間以下の場合にあっては、7,000円） 他の特殊勤務手当（夜間・休日等手術手当を除く。）と併給できる。
	病院に勤務する臨床工学技士及び臨床工学技士補（待機命令を受けていない者に限る。）並びに各医療センター、みどり市民病院又はみらい光生病院に勤務する職員（待機命令を受けていない者で理事長が別に定める職員に限る。）が正規の勤務時間外に、緊急の呼び出しを受けて出勤して従事する業務	1回の出勤につき1,500円 他の特殊勤務手当と併給できる。
夜間・休日等手術手当	教員（裁量労働制適用教員に限る。）が月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後9時から翌日の午前8時30分までの間若しくは土曜日、日曜日若しくは休日に行う手術の業務又は分べんを取り扱う業務（病院長が指定するものに限る。）	勤務1回につき20,000円（当該業務に従事した時間が2時間以下の場合（夜間・休日等診療業務手当と併給する場合を除く。）にあっては8,000円、夜間・休日等診療業務手当と併給する場合にあっては5,000円） 他の特殊勤務手当（緊急呼出業務手当を除く。）と併給できる。

	<p>教員（裁量労働制適用教員を除く。）が月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後9時から翌日の午前8時30分までの間若しくは土曜日、日曜日若しくは休日に、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部若しくは全部として行う手術の業務又は分べんを取り扱う業務（病院長が指定するものに限る。）</p>	<p>勤務1回につき 5,000円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
	<p>みどり市民病院に勤務する管理職手当受給者が月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後9時から翌日の8時45分までに間若しくは土曜日、日曜日若しくは休日に、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部もしくは全部として行う手術の業務（病院長が指定するものに限る）</p>	<p>勤務1回につき 10,000円（当該業務に従事した時間が2時間未満の場合にあつては7,000円）</p> <p>他の特殊勤務手当（緊急呼出業務手当を除く。）と併給できる。</p>
産業医手当	<p>医師免許を有する教員が行う本学の産業医としての業務</p>	<p>月額15,000円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
夜間・休日等手術加算手当	<p>病院に勤務する医師免許を有する教員が行う診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第9部通則5イ又は第10部通則12イに係る規定の適用を受ける業務</p>	<p>勤務1回につき理事長が別に定める額</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
分べん業務手当	<p>教員が行う分べんを取り扱う業務</p>	<p>分べん1件につき 10,000円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
新生児担当医手当	<p>教員が行うNICUに入院した新生児を担当する業務</p>	<p>該当の教員が担当する新生児1人がNICUに入院した件数1件につき10,000円</p> <p>支給に当たっては、当該入院をした日を基準とする。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
論文審査手当	<p>学位審査（論文審査に係る</p>	<p>審査1件につき</p>

	審査に限る。)の審査員としての業務	5,000 円 他の特殊勤務手当と併給できる。
--	-------------------	----------------------------

(一部改正 平成20年達第20号、第94号、平成21年達第18号、第66号、第98号、平成22年達第18号、第103号、第116号、平成23年達第8号、第28号、平成24年達第7号、第33号、平成25年達第30号、平成25年達第66号、平成26年達第88号、平成27年達第45号、平成29年達第31号、平成29年達第71号、平成30年達第45号、平成31年達第57号、令和2年達第58号、令和2年達第117号、令和3年達第2号、令和3年達第28号、令和4年達第67号、令和5年達第112号、令和5年達第170号、令和5年達第181号、令和6年達第77号、令和7年達第31号)

別表第9の2（入試業務手当一覧表）

試験の区分	従事する業務	支給額
一般選抜入学試験（大学）	学力検查出題委員	1 委員につき37,800円（主任にあつては43,200円、副主任にあつては40,000円）。ただし、複数の科目、日程等の出題委員となる場合には、上記の金額に2を乗じて得た額を支給することができる。
	実技検查出題委員	1 委員につき18,900円（主任にあつては、21,600円）
	小論文試験実施委員	1 委員につき9,000円（主任にあつては、11,700円）
学校推薦型選抜（大学）	学校推薦型選抜実施委員（出題に関する業務に従事する者に限る。）	1 委員につき9,000円（主任にあつては、11,700円）
私費外国人留学生選抜、帰国生徒・外国学校出身者選抜	私費外国人留学生選抜実施委員（出題に関する業務に従事する者に限る。）	1 委員につき9,000円（主任にあつては、11,700円）
	私費外国人留学生選抜、帰国生徒・外国学校出身者選抜実施委員	1 委員につき9,000円（主任にあつては、11,700円）
編入学試験	編入学試験実施委員（出題に関する業務に従事する者に限る。）	1 委員につき9,000円（主任にあつては、11,700円）
大学院入学試験	出題委員	1 委員につき2,375円
	論文試験実施委員	
	小論文試験実施委員	
大学入学共通テスト	監督者	1 時間当たり1,500円
	試験場医務室医師	

（一部改正 平

成20年達第20号、第94号、平成21年達第98号、第104号、平成23年達第85号、平成24年達第7号、平成25年達第30号、平成26年達第1号、平成27年達第45号、令和3年達第2号）

別表第9の3（応援診療手当一覧表）

業務の区分	従事する場所	支給額
病理解剖業務	各病院等	日額95,000円以内で理事長が別に定める額
手術業務		医師免許取得後15年以上経過した者又は専門医を取得している者が行う場合 日額95,000円以内で理事長が別に定める額
外来業務		
病理組織検査業務		医師免許取得後15年に満たない者が行う場合 日額70,000円以内で理事長が別に定める額
麻酔業務		診療報酬（麻酔科）を基礎として理事長が別に定める額
救急医療業務、産婦人科業務、東部医療センターにおける集中治療センター又は5階東病棟の高度治療室での重症患者等の診療業務及び西部医療センターにおける未熟児病棟での業務	各医療センター	日額52,000円以内で理事長が別に定める額
第2次救急医療体制下での診療業務	みどり市民病院	日額75,000円以内で理事長が別に定める額
土曜日、日曜日、休日（以下「休診日」という。）及び診療時間外の管理当直業務のうち、以下の従事時間の全部を含むもの (1) 休診日の午前8時45分から午後5時15分まで (2) 午後5時15分から翌日の午前8時45分まで	みどり市民病院、みらい光生病院又はリハビリテーション病院	1勤務 49,400円

備考

- この表において「医師免許」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第2条又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2条に規定する免許をいう。
- この表において「専門医」とは、一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた者（当分の間、学会が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた者も含む。）をいう。

(この表追加

令和 3 年達第40号 一部改正 令和 5 年達第 112 号、令和 7 年達第31号)

別表第10（期末手当支給割合表）

基準日以前 6 箇月以内の在職期間	管理職手当受給者 （教員を除く。）	その他の職員
183（182）日	1.05月	1.25月
151 日以上 182（181）日以下	0.84月	1 月
91 日以上 150 日以下	0.63月	0.75月
1 日以上 90 日以下	0.315 月	0.375 月

備考 括弧書は、基準日がうるう年以外の 6 月 1 日の場合に適用する。

（一部

改正 平成19年達第81号、平成21年達第98号、平成22年達第 110 号、平成30年達第96号、令和 2 年達第 119 号、令和 3 年達第77号、令和 5 年達第 185 号、令和 6 年達第 136 号）

別表第11（勤勉手当支給割合表）

基準日以前 6 箇月以内 の勤務期間	管理職手当受給者（教員を除く。）		係長級職員		その他の職員	
	評語		評語		評語	
183(182) 日	S	1.395 月	S	1.085 月	S 又は A	1.06月
	A	1.285 月	A	1.06 月		
	B 又は C	1.175 月	B 又は C	1.035月	B 又は C	1.05 月
	D	1.065 月	D	0.9 月	D	0.94 月
167 日以上 182(181) 日 以下	S	1.32525 月	S	1.03075 月	S 又は A	1.007 月
	A	1.22075 月	A	1.007 月		
	B 又は C	1.11625 月	B 又は C	0.98325 月	B 又は C	0.9975 月
	D	1.01175 月	D	0.855 月	D	0.893 月
151 日以上 166 日以下	S	1.2555月	S	0.9765月	S 又は A	0.954 月
	A	1.1565月	A	0.954 月		
	B 又は C	1.0575月	B 又は C	0.9315月	B 又は C	0.945 月
	D	0.9585月	D	0.81 月	D	0.846 月
136 日以上 150 日以下	S	1.116 月	S	0.868 月	S 又は A	0.848 月
	A	1.028 月	A	0.848 月		
	B 又は C	0.94 月	B 又は C	0.828 月	B 又は C	0.84月
	D	0.852 月	D	0.72月	D	0.752 月
121 日以上 135 日以下	S	0.9765月	S	0.7595月	S 又は A	0.742 月
	A	0.8995月	A	0.742 月		
	B 又は C	0.8225月	B 又は C	0.7245月	B 又は C	0.735 月
	D	0.7455月	D	0.63 月	D	0.658 月
106 日以上 120 日以下	S	0.837 月	S	0.651 月	S 又は A	0.636 月
	A	0.771 月	A	0.636 月		

	B又はC	0.705月	B又はC	0.621月	B又はC	0.63月
	D	0.639月	D	0.54月	D	0.564月
91日以上 105日以下	S	0.6975月	S	0.5425月	S又はA	0.53月
	A	0.6425月	A	0.53月		
	B又はC	0.5875月	B又はC	0.5175月	B又はC	0.525月
	D	0.5325月	D	0.45月	D	0.47月
76日以上 90日以下	S	0.558月	S	0.434月	S又はA	0.424月
	A	0.514月	A	0.424月		
	B又はC	0.47月	B又はC	0.414月	B又はC	0.42月
	D	0.426月	D	0.36月	D	0.376月
61日以上 75日以下	S	0.4185月	S	0.3255月	S又はA	0.318月
	A	0.3855月	A	0.318月		
	B又はC	0.3525月	B又はC	0.3105月	B又はC	0.315月
	D	0.3195月	D	0.27月	D	0.282月
46日以上 60日以下	S	0.279月	S	0.217月	S又はA	0.212月
	A	0.257月	A	0.212月		
	B又はC	0.235月	B又はC	0.207月	B又はC	0.21月
	D	0.213月	D	0.18月	D	0.188月
31日以上 45日以下	S	0.20925月	S	0.16275月	S又はA	0.159月
	A	0.19275月	A	0.159月		
	B又はC	0.17625月	B又はC	0.15525月	B又はC	0.1575月
	D	0.15975月	D	0.135月	D	0.141月
16日以上 30日以下	S	0.1395月	S	0.1085月	S又はA	0.106月
	A	0.1285月	A	0.106月		
	B又はC	0.1175月	B又はC	0.1035月	B又はC	0.105月
	D	0.1065月	D	0.09月	D	0.094月
1日以上 15日以下	S	0.06975月	S	0.05425月	S又はA	0.053月
	A	0.06425月	A	0.053月		
	B又はC	0.05875月	B又はC	0.05175月	B又はC	0.0525月
	D	0.05325月	D	0.045月	D	0.047月

備考1 括弧書は基準日がうるう年以外の6月1日の場合に適用する。

備考2 この表において、「S」、「A」、「B」、「C」及び「D」とは、人事評価による評語（教員及び新たに職員となった者にあつては、当該評語を「B」とみなす。）をいう。

（一部改正 平成20年達第20号、平成21年達第98号、平成22年達第110号、平成27年達第45号、平成28年達第46号、平成29年達第31号、平成30年達第45号、平成30年達第96号、令和元年第10号、令和元年第51号、令和3年第40号、令和4年達第160号、令和5年達第185号、令和6年達第80号、令和6年達第136号）